

☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～生活編～



小学校学習指導要領解説生活編に掲載されている内容をまとめました。

【小学校 生活の配慮例】

1 言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい児童の場合

【10の視点*1】から予想される困難さ

(例) ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなどの配慮をする。

2 みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ③道具の操作の困難さ ⑧人間関係形成の困難さ

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮する。



3 自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

児童がどのように考えればよいのか、具体的なイメージを想起しやすいように、考える項目や順序を示したプリントを準備したり、事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにするなどの配慮をする。

4 学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

* 記憶や言語に関する困難さ

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

学習経過を思い出しやすいように、学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用するなどの配慮をする。



* 1：小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説の各教科等に示されている、学習活動を行う場合に生じる困難さ（①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手）を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。